

職員団体との覚書等の締結と破棄

1 職員団体の状況

2 職員団体との覚書等

(1) 覚書等破棄の経過

(2) 職員団体と交わしていた覚書及び 確認事項（例・抜粋）

（参考）

- 自治労国費評議会のオンライン化計画に対する「申入書」
(昭和52年)

○ 職員団体の状況

○ 全国社会保障職員労働組合

- 社会保険庁に勤務する職員をもつて、平成19年4月1日に組織された、国家公務員の職員団体である。
- 40の地方社会保険事務局単位（秋田、神奈川、岐阜、愛知、京都、香川、愛媛を除く）に支部を組織している。

※ 組合員数：約10,500人（平成19年3月、結成時点）

・ 組織率：約85%（40社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）

（参考）全日本自治団体労働組合国費評議会（自治労国費評議会）

- 社会保険庁の職員のうち社会保険事務所等の地方組織に勤務する職員は、地方事務官であつたことから、自治労各都道府県本部の下に置かれた都道府県職員労働組合社会保険支部等に加入し、その支部等は、自治労本部の補助機関である国費評議会に参加していた。
- 地方事務官制度は、地方分権推進一括法の施行により、平成12年4月に廃止され、地方事務官は厚生事務官となつたが、施行日から7年間に限り、都道府県職員の職員団体に加入することができる等の経過措置が設けられた。
- この経過措置の終了（平成19年3月末）に伴い、これらの職員は、都道府県職員労働組合及び自治労各都道府県本部から脱退し、新たに全国社会保障職員労働組合を結成した。

○ 全厚生職員労働組合（全厚生）

- 旧厚生本省、旧厚生付属機関、社会保険庁に勤務する職員をもつて組織された国家公務員の職員団体である。
- 社会保険庁の職員にあつては、本庁の職員は本省支部に加入し、また、社会保険業務センター及び11の地方社会保険事務局単位（秋田、神奈川、静岡、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、香川、愛媛、大分）に支部を組織して加入している。

※ 組合員数：約2,300人（平成18年4月時点）

・ 組織率：約49%（11社会保険事務局の管理職員等を除く職員数に対する割合）

社会保険庁における職員団体の組織

《全国社会保険職員労働組合》

■ 日本労働組合総連合（連合）



■ 全日本自治団体労働組合（自治労）



■ 全国社会保険職員労働組合

本 部

北海道支部

青森支部

宮城支部

40 支部

沖縄支部

本 部

社会保険業務センター支部

秋田県支部

11 支部

大分県支部

※組合員数：約 10,500 人（平成 19 年 3 月、結成時点）

・組織率：約 85% (40 社会保険事務局の管理職員等を除く
職員数に対する割合)
(社会保険庁の全職員数に対する加入割合：約 62%)

《全厚生職員労働組合（全厚生）》

■ 全国労働組合総連合（全労連）



■ 日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）



■ 全厚生職員労働組合（全厚生）

本 部

社会保険業務センター支部

秋田県支部

11 支部

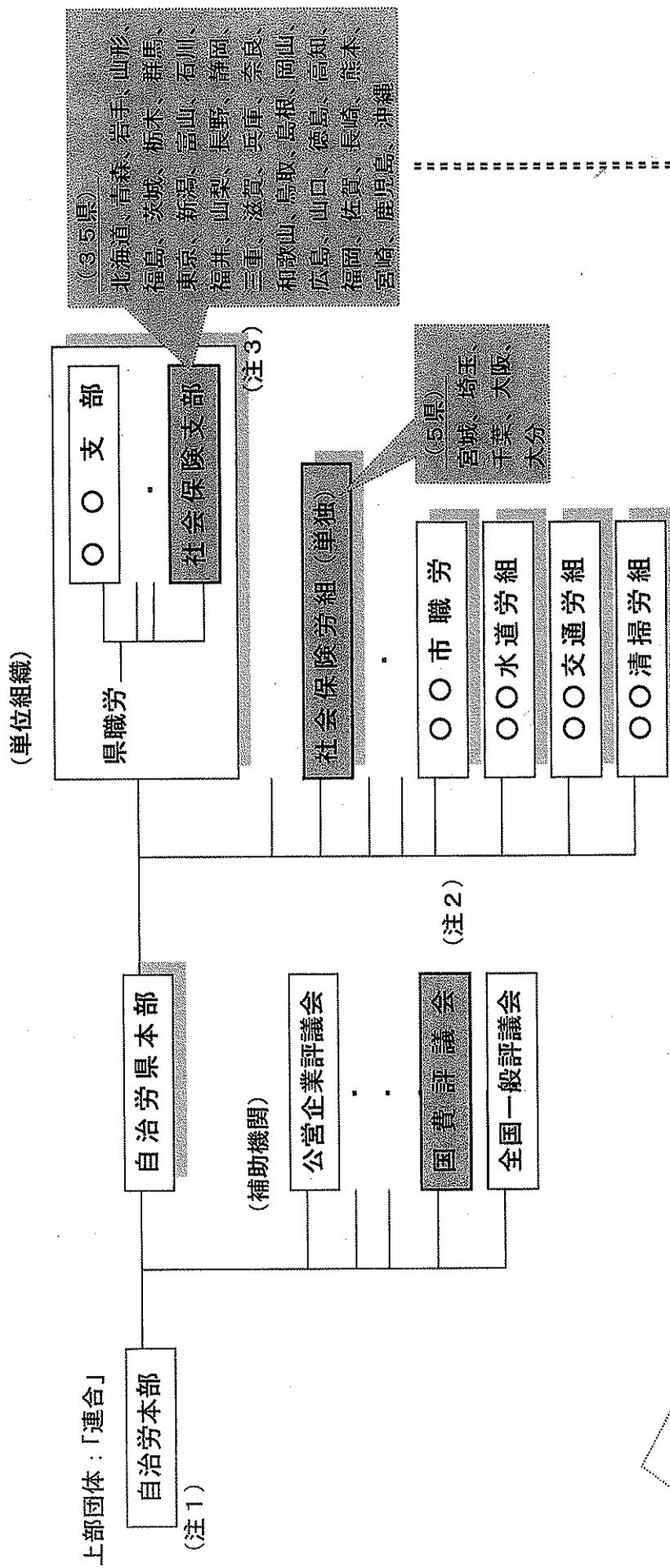
大分県支部

※組合員数：約 2,300 人（平成 18 年 4 月時点）

・組織率：約 49% (11 社会保険事務局の管理職員等を除く
職員数に対する割合)
(社会保険庁の全職員数に対する加入割合：約 13%)

○ 自治労（国費評議会）組織概要（平成19年3月末まで）

（参考1）



【自治勞】

自治労は、自治体と自治体関連の公共・民間で働く者で組織された自治体別（企業別）の労働組合、約3,000単位組織（単

(注2)【国費評議会】
自治労規約に定められた補助機関である「評議会」としての組織であり（昭和47年8月結成）、また、自治労県本部に加盟する「県職労・社会保険支部（35支部）」と「社会保険労組（5単組）」の職種別連合体。

【國費評議會】

(注3)【職員団体加入に関する特例的経過措置】
地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員は、施行日（平成12年4月1日）から7年間、県職労（県の登録職員団体）に加入できるとともに、当該団体の役員として専ら従事することができる。
→地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律
附則第179条及び第180条

社会保険関係地方事務官に関する衆議院の修正概要

「平成11年7月16日 法律第87号

地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

1 職員団体加入に関する特例的経過措置

地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員は、施行日（平成12年4月1日）から7年間、都道府県の登録職員団体に加入できるとともに、当該団体の役員として専ら従事することができる」とする。

※ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

附則 第179条及び第180条

2 厚生省第三共済組合（仮称）の設立

地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員で構成する共済組合（厚生省第三共済組合）を設けることとする。

※ 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

附則 第201条

3 一括法の附則に次のような検討規定を置く

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 平成11年6月11日

地方分権一括法案、5党（自民、民主、公明、自由、社民）共同修正により、衆議院本会議で可決・成立

社会保険庁と職員団体との「覚書」等について

1. 具体的内容

(1) 自治労国費評議会

① 「覚書」(1件)

昭和 54 年 3 月 13 日、長官と自治労中央執行委員長との間で交わしたもの

《主な内容》

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施に伴い、労働強化を生じさせないよう配慮する、等

② 「確認事項」等 (97 件)

昭和 54 年 5 月～平成 16 年 3 月までに、社会保険庁総務課長・職員課長と国費評議会事務局長との間で交わしたもの

《主な内容》

新規業務の開始や事務処理の変更を行う際に、必要な定員、予算を確保すること、健康管理に努めること、労働強化を生じさせない、等

(2) 全厚生職員労働組合

「確認事項」等 (4 件)

内 1 件は、長官と全厚生職員労働組合中央執行委員長との間で交わしたもの

内 3 件は、社会保険庁総務課長・職員課長と全厚生職員労働組合書記長等との間で交わしたもの

《主な内容》

国費評議会と同様

2. 取扱いの状況

(1) これまで交わしてきた全ての「覚書」等の破棄

社会保険庁からの「覚書」等の破棄の申し入れに対し、自治労国費評議会、全厚生職員労働組合ともに、文書で破棄する旨の回答

(自治労国費評議会)

① 平成 16 年 11 月 15 日 (庁より自治労国費評議会へ申し入れ)

② 平成 16 年 11 月 18 日 (国費評議会より、「確認事項」等 97 件破棄の回答)

③ 平成 17 年 1 月 27 日 (自治労本部より、「覚書」1 件破棄の回答)

(全厚生職員労働組合)

① 平成 16 年 11 月 24 日 (庁より全厚生職員労働組合へ申し入れ)

② 平成 16 年 12 月 14 日 (全厚生職員労働組合より、破棄の回答)

(2) 現場への周知・徹底 (「確認事項」等の破棄)

① 庁職員課長から、47 社会保険事務局長へ通知 (平成 16 年 12 月 2 日)

② 国費評議会事務局長から、各県国費評議会代表者宛て連絡 (同日)

職員団体と交わしていた覚書及び確認事項（例・抜粋）

- ・ オンライン化計画に伴い労働強化が生ずることのないよう十分配慮する。
- ・ オンライン化に伴う準備作業の段階から所要の人員を確保し、労働強化にならないよう配慮する
- ・ オンライン化に伴い労働条件の低下をきたすような制度の変更は一切行わない。
- ・ オンライン化は社会保険事務所中心の考え方につづるものであり、将来にわたり市町村との間においてオンラインを直結することはない。

全日本自治団体労働組合中央執行委員長・国費評議会議長 と 社会保険庁長官 との間のもの
昭和 54 年 3 月 13 日

オンライン端末機導入に伴い、次のことを確認する。

- ・ 窓口装置の 1 人 1 日のキータッチは、平均 5,000 タッチ以内とし最高 10,000 タッチ以内とする。
- ・ 端末機の操作にあたり、ノルマを課したり、実績表を作成したりはしない。
- ・ 端末機の機種の変更、更新、その他必要な事項については、その都度、事前に協議を行う。

国費評議事務局長 と 庁総務課長

昭和 54 年 5 月 12 日

- ・ ファクシミリの使用にあたっては、データ保護に留意し、また、勤務時間外や大量業務には使用しないほか、即時の回答を要求しないなど労働強化にならないよう十分配慮する。

国費評議事務局長 と 庁総務課長

昭和 63 年 1 月

- ・ 窓口装置の 1 人 1 日の操作時間は、180 分以内とする。
ただし、法改正等業務の繁忙時においては、1 日 270 分を限度とし、週平均 1 日 180 分を超えないこと。

国費評議事務局長 と 庁総務課長

昭和 63 年 5 月 31 日

- ・ 本社一括適用の拡大実施は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。

国費評議事務局長 と 庁総務課長

平成 7 年 2 月 17 日

基礎年金番号の設定の実施にあたって、次の事項を確認する。

- ・ 基礎年金番号の設定は、中央の権限強化や社会保険職場の国一元化に結びつくものではない。
- ・ 基礎年金番号による業務処理の実施に当たって生ずる問題については、十分協議する。

国費評議事務局長 と 庁総務課長

平成 8 年 1 月 23 日

- 窓口装置（液晶画面）の各県への配付については、これまでの配付基準に基づき中央段階の労使合意とする。

国費評事務局長 と 庁総務課長

平成 10 年 3 月 11 日

- 雇休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実状等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うものであること。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 14 年 10 月 21 日

- 職場へのパソコン導入は、多忙な職場実態の改善と業務簡素化・軽減や権利行使拡大など労働条件向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとすること。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 2 月 19 日

「申請・届出等手続きの電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の具体的実施にあたって、下記の事項について確認する。

- 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。また、業務の省力化を図り、労働条件向上、待遇改善に向け引き続き努めることとする。
- 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 10 月 1 日

「平成 15 年度における国民年金推進員(町村担当)の設置について」、「国民年金保険料収納指導員の職務の変更」及び「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

- 労働強化、労務管理強化に結びつくものではなく、事務所間や各県ごとの競争を煽ること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 15 年 10 月 15 日

- 業務の集約化の実施にあたっては、「社会保険事務所中心主義」に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。

国費評事務局長 と 庁職員課長

平成 16 年 2 月 25 日

- 以上を含め、「労働強化につながらないものとすること」等との覚書及び確認事項が計 35 件ある。
- それまでに取り交わした覚書及び確認事項（全部で 102 件）は、平成 17 年 1 月 27 日までに全て破棄した。なお、その後、覚書や確認事項は、取り交わしていない。

1977年3月9日

社会保険庁長官

翁 久次郎 爾

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 丸山 康雄

国賃評議会議長 平田 実

申 入 書

去る一月二十六日、自治労国賃評議会の提示のあった社会保険業務の全国オンライン化計画に対し、反対であることを申し入れます。

この計画は、私たち社会保険職場に勤く労働者の職場を奪い、定員削減労働強化をもたらし、また社会保険行政を中央集権化し地方自治を破壊するものです。

さらには、プライバシーの侵害につながる国民総賃番号化、また、私たちの永年の要求である身分移管の要求にも逆行するものです。

このような立場から社会保険庁は、現在計画している社会保険行政の全国オンライン化の作業を即時中止することを要求します。

なお、従来から強く申し入れているとおり、業務内容の変更、執務環境の改変などは組合と事前に協議し、了解なしには実施しないことを強く要請します。

以 上